

令和5年度 機械集材装置運転業務特別教育のご案内
(集材機の運転講習)

(岐阜労働局登録教習機関)
主催 林業・木材製造業労働災害防止協会

労働安全衛生法では、木材運搬のため「集材機」の運転をさせる場合には、事業主に、労働者の特別教育を義務付けています。

該当者でまだ受講されていない方は、下記により特別教育を開催いたしますので、是非受講されますようご案内いたします。

記

1, 実施月日 令和5年10月4日(水)～5日(木)

2, 場 所 (学科) ぎふ森林文化センター3階 東濃桜ホール
岐阜市六条江東2-5-6
(実技) 美濃市地内山林現地(予定)

3, 定 員 30名(申込者が少ない場合は取りやめることもあります。)

4, 受講料 17,500円 [消費税10%、テキスト代1,048円含む]

* 受講料は受講票を受領後開催日3日前までにお振込みください。

* 受講料の振込先
十六銀行 六条支店 普通 1301420
林材業労災防止協会 岐阜県支部

5, 申込み方法及び申込期限

受講希望者は、別紙の受講申込書に必要事項を記入し、下記住所へ郵送(FAX可)にてお申し込みください。

* 申込期限 9月21日(木)

* 申込先/問合せ先
〒500-8356 岐阜市六条江東2-5-6 ぎふ森林文化センター3F
林材業労災防止協会岐阜県支部
Tel 058-275-0192 FAX 058-201-1195

6, 開催決定通知

開催の決定については申込み期限後1週間以内に決定し、実施の場合は「受講票」を送付、取りやめの場合は中止の通知を送付します。(受講料の振込みは、この開催決定の「受講票」が届いてから開催日3日前までにお問い合わせいたします。)

7, その他

- ・受講された方には、「機械集材装置運転者特別教育修了証」を交付します。
- ・「受講票」を送付後申込者の都合により受講されない場合でも受講料はお返しできません。
- ・昼食、筆記用具等は各自持参。実技に適した服装で、ヘルメット、ワイヤー針等は各自で用意願います。

【講習日程】 2日間・14時間講習

月 日	科 目	
10月4日 (学科) (休憩・昼食休憩 50分を含む)	8:50	オリエンテーション
	9:00 }	機械集材装置に関する知識(3.0時間) ・機械集材装置の集材機の種類、構造及び取扱いの方法 ・索張方式 ・集材方法
	16:10	ワイヤロープに関する知識(2.0時間) ・ワイヤロープの種類、ワイヤロープの止め方及び 継ぎ方の種類
		災害事例及び関係法令(1.0時間) ・災害事例とその防止対策 ・労働安全衛生法令のうち機械集材装置に関する条項
10月5日 (実技) (休憩・昼食休憩 50分を含む)	8:30 }	機械集材装置の集材機の運転(4.0時間) ・集材機、タワーヤード基本操作等
	17:40	ワイヤロープの取り扱い(4.0時間) ・ワイヤロープの止め方、継ぎ方及び点検方法

* 駐車場が狭いので出来るだけ相乗りでお願いします。